

鶴岡市公告第2号

地域計画の案の公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づく地域計画の変更にあたり、同条第7項の規定により当該地域計画の案について公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月13日

鶴岡市長 佐藤



1 地域計画の案の縦覧期間

令和8年1月13日から令和8年1月27日まで

（月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで ただし正午から午後1時までを除く。）

2 縦覧場所

鶴岡市役所5階農林水産部農政課 鶴岡市馬場町9番25号

3 意見書の提出

利害関係人は、令和8年1月27日までに当該地域計画の案について、次の各号の定めにより市に意見書を提出することができる。

- (1) 意見書は、書面による提出とし、農林水産部農政課に持参、郵送又はFAXによるものとする。
- (2) 意見書には、個人の場合にあつては住所、氏名及び職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名及び事務所の所在地を記載すること。

4 意見書の処理等

意見書に対しては、個別の回答は行わず、地域計画を公告するときに意見の要旨及びその処理結果をあわせて公告する。